

広島市告示（安佐南区）第32号  
令和7年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員の設置場所  
安佐南区役所市民部沼田出張所
- 2 委任を受けた区分任出納員  
安佐南区役所市民部沼田出張所 主事 春木 彩花
- 3 委任させた事務  
広島市会計規則（昭和43年 広島市規則第23号）第85条第1項中別表第3の出張所長が行う収納事務
- 4 委任年月日  
令和7年4月1日